

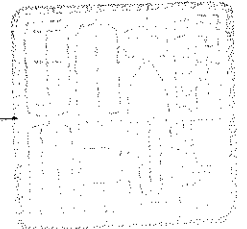
諮問文及び諮問理由



国港総第429号
平成28年2月29日

交通政策審議会
会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣 石井 啓一



交通政策審議会に対する諮問について

国土交通省設置法第14条第1項に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第237号】

平成28年度予算に向けた港湾整備事業及び港湾局所管の海岸事業（直轄事業）における新規事業採択時評価について

【諮問理由】

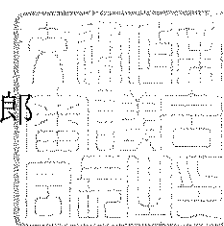
国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、港湾整備事業及び港湾局所管の海岸事業（直轄事業）における新規事業採択時評価について、貴審議会の意見を伺いたく諮問するものである。



国交政審(港)第17号
平成28年3月4日

交通政策審議会 港湾分科会
分科会長 小林 潔 司 殿

交通政策審議会
会長 浅野 正一郎



交通政策審議会港湾分科会への付託について

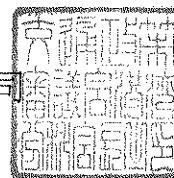
国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第237号「平成28年度予算に向けた港湾整備事業及び港湾局所管の海岸事業（直轄事業）における新規事業採択時評価について」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき港湾分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いします。



国交政審(港)第18号
平成28年3月4日

交通政策審議会 港湾分科会
事業評価部会長 小林 潔司 殿

交通政策審議会港湾分科会
分科会長 小林 潔司



交通政策審議会港湾分科会事業評価部会への付託について

交通政策審議会から港湾分科会に対し、「平成28年度予算に向けた港湾整備事業及び港湾局所管の海岸事業（直轄事業）における新規事業採択時評価について」が付託されましたので、交通政策審議会港湾分科会運営規則第9条第1項の規定に基づき事業評価部会において審議され、その結果を報告されるようお願いします。